

平成19年7月10日

各 副 学 長 殿

北海道教育大学理事
三 浦 秀 雄

国立大学法人北海道教育大学情報システム運用基本方針等の制定について
(照会)

このことについて、7月上旬の運営会議に提案予定でしたが、7月上旬の運営会議は開催されないため、7月26日開催の運営会議及び教育研究評議会の議題として提案することになりました。

つきましては、本学情報システム運用基本方針(案)及び情報システム運用基準(案)に対してご意見がありましたら7月26日開催の運営会議に報告して頂くとともに、事前に7月25日までに情報化推進室へ提出願います。

なお、標記につきましては、参考資料にありますとおり国立情報学研究所において高等教育機関情報セキュリティ対策のためのサンプル規程集を作成し、各国立大学法人がサンプル規程集に基づき整備するものとしており、本学におきましては、最終的に5月15日開催の総合情報基盤管理室会議で審議し了承され、その後、当方の責任において字句の修正を行っておりますことを申し添え致します。

記

- ・ 国立大学法人北海道教育大学情報システム運用基本方針 (案)
- ・ 国立大学法人北海道教育大学情報システム運用基準 (案)
- ・ 参考資料「情報セキュリティポリシーについて」

(担当：情報化推進グループ)

国立大学法人北海道教育大学情報システム運用基本方針（案）

制 定 平成 年 月 日

（情報システムの目的）

第1条 国立大学法人北海道教育大学（以下「本学」という。）情報システムは、本学の大学憲章に定める教育理念と目標を実現するため、本学のすべての教育・研究活動及び運営の基盤として設置され、運用されるものである。

（運用の基本方針）

第2条 前条の目的を達するため、本学情報システムは、円滑で効果的な情報流通を図るために、別に定める運用基準により、優れた秩序と安全性をもって安定的かつ効率的に運用され、全学に供用される。

（利用者の義務）

第3条 本学情報システムを利用する者は、本方針及び運用基準に沿って利用し、別に定める運用と利用に関する実施規則を遵守しなければならない。

（罰則）

第4条 本方針に基づく規則等に違反した場合の利用の制限及び罰則は、それぞれの規則に定めることができる。

国立大学法人北海道教育大学情報システム運用基準（案）

制 定 平成 年 月 日

第1条 国立大学法人北海道教育大学（以下「本学」という。）における情報システムの運用については、この基準の定めるところによる。

（適用範囲）

第2条 この基準は、本学情報システムを運用・管理・利用するすべての者に適用する。

（定義）

第3条 この基準において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 情報システム 情報処理及び情報ネットワークに係わるシステムをいう。
- (2) 情報ネットワーク 次に掲げるものをいう。
 - ア 本学により、所有又は管理されている全ての情報ネットワーク
 - イ 本学との契約あるいは他の協定に従って提供される全ての情報ネットワーク
- (3) 情報 次に掲げるものをいう。
 - ア 情報システム内部に記録された情報
 - イ 情報システム外部の電磁的記録媒体に記録された情報
 - ウ 情報システムに関係がある書面に記載された情報
- (4) 事務局情報システム 本学情報システムの内、事務処理に供され、事務局が運用責任を持つ情報システムをいう。
- (5) 部局 各校，事務局，情報処理センター及び総合情報基盤管理室をいう。
- (6) ポリシー 本学が定める情報システム運用基本方針及び本基準をいう。
- (7) 実施規則 ポリシーに基づいて策定される規則及び計画をいう。
- (8) 手順 実施規則に基づいて策定される具体的な手順やマニュアルをいう。
- (9) 利用者 教職員等及び学生等で、本学情報システムを利用する許可を受けて利用するものをいう。
- (10) 教職員等 本学に勤務する常勤又は非常勤の教職員（派遣職員を含む）をいう。
- (11) 学生等 学生，研究生，科目等履修生及び特別聴講生をいう。
- (12) 臨時利用者 教職員等及び学生等以外の者で、本学情報システムを臨時に利用する許可を受けて利用するものをいう。
- (13) 情報セキュリティ 情報資産の機密性，完全性及び可用性を維持することをいう。
- (14) 電磁的記録 電子的方式，磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，コンピュータによる情報処理の用に供されるものをいう。
- (15) インシデント 情報セキュリティに関し，意図的または偶発的に生じる，本学規則または法律に反する事故あるいは事件をいう。

（全学総括責任者）

第4条 本学情報システムの運用に責任を持つ者として、本学に全学総括責任者を置き、総合情報基盤管理室長である理事をもって充てる。

- 2 全学総括責任者は、ポリシー及びそれに基づく規則の決定や情報システム上での各種問題に対する処置を行う。
- 3 全学向け教育及び管理運営部局の部局技術担当者向け教育を統括する。
- 4 全学総括責任者に事故があるときは、全学総括責任者があらかじめ指名する者が、

その職務を代行する。

- 5 全学総括責任者は、原則として、情報セキュリティに関する専門的な知識及び経験を有した専門家を情報セキュリティアドバイザーとして置き、総合情報基盤管理室の特別補佐をもって充てる。

(全学情報システム運用委員会)

第5条 本学情報システムの円滑な運用のため、本学に全学情報システム運用委員会を置く。

- 2 全学情報システム運用委員会は以下を実施する。

- (1) ポリシー及び教育の実施ガイドラインの制定及び改廃
- (2) 情報システムの運用と利用及び教育に係る規則及び手順の制定及び改廃
- (3) 情報システムの運用と利用に関する教育の年度計画の策定及び実施状況の把握
- (4) リスク管理規則の制定及び改廃、並びにその実施状況の把握
- (5) 監査規則の制定及び改廃、並びにその実施
- (6) 非常時行動計画の策定及び実施
- (7) インシデントの再発防止策の検討及び実施

(全学情報システム運用委員会の構成員)

第6条 全学情報システム運用委員会は、委員長及び次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 全学実施責任者
- (2) 部局総括責任者
- (3) 部局技術責任者
- (4) その他全学総括責任者が必要と認める者

(全学情報システム運用委員会の委員長)

第7条 全学情報システム運用委員会の委員長は、全学総括責任者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

(全学実施責任者)

第8条 本学に全学実施責任者を置き、全学総括責任者が兼務する。

- 2 全学実施責任者は、本学情報システムの整備と運用に関し、ポリシー及びそれに基づく規則並びに手順等の実施を行う。

- 3 全学実施責任者は、情報システムの運用に携わる者及び利用者に対して、情報システムの運用並びに利用及び情報システムのセキュリティに関する教育を企画し、ポリシー及びそれに基づく規則並びに手順等の遵守を確実にするための教育を実施する。

- 4 全学実施責任者は、本学の情報システムのセキュリティに関する連絡と通報において本学情報システムを代表する。

(情報セキュリティ監査責任者)

第9条 全学総括責任者は、情報セキュリティ監査責任者を置き、学長が指名する監事をもって充てる。

- 2 情報セキュリティ監査責任者は、全学総括責任者の指示に基づき、監査に関する事務を統括する。

(管理運営体制)

第10条 本学情報システムの管理及び運営は、総合情報基盤管理室が行う。

- 2 総合情報基盤管理室は、全学実施責任者の指示により、以下の各号に定める事務を行う。

- (1) 全学情報システム運用委員会の運営に関する事務
- (2) 本学情報システムの運用と利用におけるポリシーの実施状況の取りまとめ

(3) 講習計画，リスク管理及び非常時行動計画等の実施状況の取りまとめ

(4) 本学の情報システムのセキュリティに関する連絡と通報

(部局総括責任者)

第11条 各部局に部局総括責任者を置き，別表のとおりとする。

2 部局総括責任者は，部局における運用方針の決定や情報システム上での各種問題に対する処置を担当する。

(部局情報システム運用委員会)

第12条 各部局に部局情報システム運用委員会を置く。

2 部局情報システム運用委員会は以下の各号に掲げる事項を実施する。

(1) 部局におけるポリシーの遵守状況の調査と周知徹底

(2) 部局におけるリスク管理及び非常時行動計画の策定及び実施

(3) 部局におけるインシデントの再発防止策の策定及び実施

(4) 部局における部局技術担当者向け教育の計画と企画

(部局情報システム運用委員会の構成員)

第13条 部局情報システム運用委員会は，委員長及び次の各号に掲げる者を委員として組織する。

(1) 部局技術責任者

(2) その他部局総括責任者が必要と認める部局技術担当者

(部局情報システム運用委員会の委員長)

第14条 部局情報システム運用委員会の委員長は，部局総括責任者をもって充てる。

2 委員長は，委員会を招集し，議長となる。

(部局技術責任者)

第15条 部局に部局技術責任者を置き，別表のとおりとする。

2 部局技術責任者は，部局情報システムの構成の決定や技術的問題に対する処置を担当する。

3 部局技術責任者は，部局技術担当者に対して，ポリシー及びそれに基づく規則並びに手順等の遵守を確実にするための教育を実施する。

(部局技術担当者)

第16条 部局技術責任者は，複数の技術担当者を任命して実務を担当させることができる。

2 技術担当者は，部局技術責任者が推薦し，部局長が任命する。

3 技術担当者は，技術責任者の指示により，部局の情報システムの運用の技術的実務を担当し，利用者への教育を補佐する。

(役割の分離)

第17条 情報セキュリティ対策の運用において，以下の役割を同じ者が兼務することができない。

(1) 承認又は許可事案の申請者とその承認者又は許可者

(2) 監査を受ける者とその監査を実施する者

(情報の格付け)

第18条 全学情報システム運用委員会は，情報システムで取り扱う情報について，電磁的記録については機密性，完全性及び可用性の観点から，書面については機密性の観点から当該情報の格付け及び取扱制限の基準並びに格付け及び取扱制限を明示する手順を整備するものとする。

(本学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止)

第19条 全学総括責任者は，本学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止に関する措置についての規定を整備するものとする。

2 本学情報システムを運用・管理・利用する者は、原則として、本学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止に関する措置を講ずるものとする。

(情報システム運用の外部委託管理)

第20条 全学総括責任者は、本学情報システムの運用業務の全て、又はその一部を第三者に委託する場合は、当該第三者による情報セキュリティの確保が徹底されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(監査)

第21条 情報セキュリティ監査責任者は、情報システムのセキュリティ対策がポリシーに基づく手順に従って実施されていることを監査するものとする。

2 監査の実施に関し、必要な事項は別に定める。

(見直し)

第22条 ポリシー、実施規則及び手順を整備した者は、各規定の見直しを行う必要性の有無を適時検討し、必要があると認めた場合にはその見直しを行うものとする。

2 本学情報システムを運用・管理・利用する者は、自らが実施した情報セキュリティ対策に関連する事項に課題及び問題点が認められる場合には、当該事項の見直しを行うものとする。

附 則

この基準は、平成 年 月 日から施行する。

別表（第11条，第15条，第16条関係）

部 局	管理運営機関	役 職
事 務 局	部局総括責任者	事務局長
	部局技術責任者	ネットワーク運用担当者
	部局技術担当者	部局長が任命する者
各 校	部局総括責任者	各校副学長
	部局技術責任者	ネットワーク運用担当者
	部局技術担当者	部局長が任命する者
情報処理センター	部局総括責任者	情報処理センター長
	部局技術責任者	ネットワーク運用担当者
	部局技術担当者	部局長が任命する者
総合情報基盤管理室	部局総括責任者	理事
	部局技術責任者	ネットワーク運用担当者
	部局技術担当者	部局長が任命する者

情報セキュリティポリシーについて

1. 情報セキュリティ対策の必要性や重要性

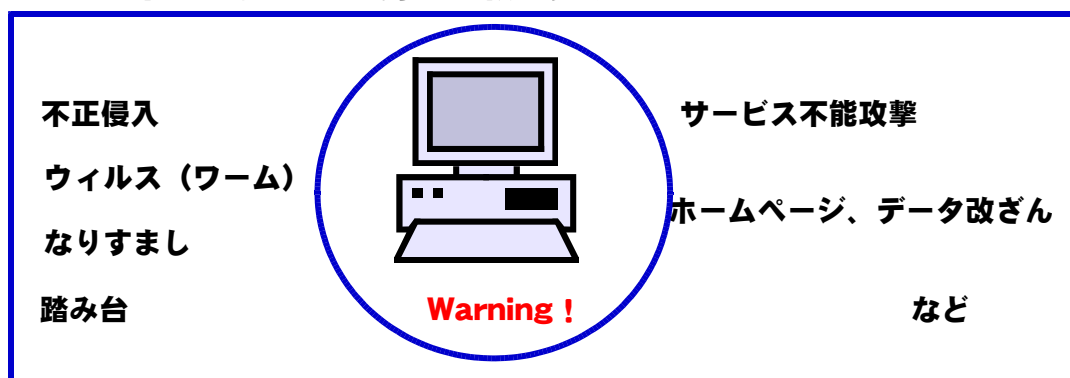
(1) 私たちを取り巻くインターネット環境の変化

- ・ インターネットを利用する人口の増加
- ・ マナーや危険性を意識しないで利用している人の増加
- ・ 悪意の利用者の増加



(2) ネットワークからの脅威

- ・ 本学のシステムへの被害
- ・ 第三者への被害
(本学が被害者だと思っていたところ加害者だった)
- ・ 本学の社会的信用・信頼の墜失



2. 大学の情報セキュリティポリシー策定に関する背景

1. 大学における情報セキュリティレベルの向上は急務である。

2. セキュリティポリシー、実施規則、教育用テキストの作成が必要である。

3. 情報セキュリティポリシー策定に当たっては、大学における教育・研究との関係、組織、運営等の関連を考慮するなど、広範囲な専門知識が必要となる。

4. 情報セキュリティ対策の政府機関統一基準の制定、個人情報保護法の施行、国立大学の法人化、セキュリティ水準の高度化がある。

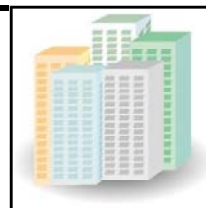
3. 大学の情報セキュリティポリシー策定への動向

○ 情報セキュリティ対策の政府機関統一基準

- ① 各府省庁の基準はバラバラ → 情報セキュリティ対策の統一化・整合化
- ② 各府省庁の基準は穴あき → 具体的な対策を適用しやすい形で提示
- ③ 技術、環境の変化に対応する情報セキュリティ対策の要求水準の向上

○ 各府省庁と各大学との事情・状況の違い

- ① ネットワーク利用に当たって、研究・教育の利便性を考慮しなければならない
- ② 大学におけるネットワークは大規模、多様なもの
- ③ 大学におけるネットワーク利用者は、教員・事務・学生等様々など



○ 各大学の策定に関しての悩み

- ① 高度な専門知識が必要であるが人材が乏しい。
- ② 政府機関統一基準の「考え方」、「指針」、「解説」だけでは策定は困難である。
- ③ セキュリティ水準への要求の高度化
- ④ 策定作業時間の長期化



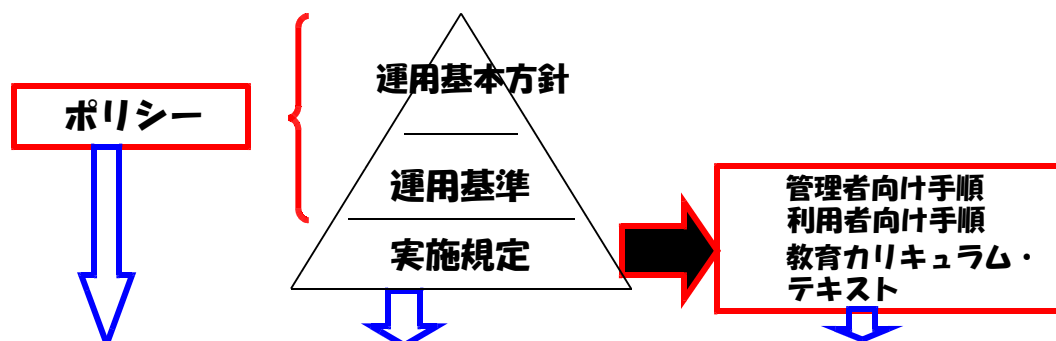
国立情報学研究所ネットワーク運営・連携本部
国立学校法人等における情報セキュリティポリシー策定作業部会
(専門家集団によるセキュリティの高度化・専門化に対応した作業)

高等教育機関情報セキュリティ対策のためのサンプル規程集の作成

- ポリシー策定のための作業の効率化
- ポリシーの内容の高品質化

北海道教育大学情報セキュリティポリシー
高等教育機関情報セキュリティ対策のためのサンプル規程集
に基づき作成

4. セキュリティポリシーの階層構造



ポリシー	実施規定	手順
情報システム 運用基本方針	運用・管理規定	運用・管理手順(*)
	リスク管理規定(*)	情報システムリスク評価手順(*)
	非常時行動計画(*)	インシデント対応手順
	情報格付け規定	情報格付け手順(*) 情報取扱い手順 外部委託における情報セキュリティ対策実施手順(*) 外部委託における情報セキュリティ対策に関する評価手順(*) ウェブサーバ設定確認実施手順策定手引書 メールサーバのセキュリティ維持に関する規定 策定手引書
情報システム 運用基準	利用規程	PC 取扱い手順 電子メール手順 ウェブブラウザ手順 策定手引書 Web 公開手順(*) 学外情報セキュリティ水準低下防止手順 自己点検についての解説書(*)
	年度講習計画	教育テキスト(**)
	監査規定	監査手順
	事務情報セキュリティ 対策基準	各種マニュアル類(*)
	証明書ポリシー(***) 認証実施規定(***)	認証手順(*)
		責任者等の役割から見た遵守事項(*) 人事異動の際に行うべき情報セキュリティ 対策実施規定(*) 例外措置手順書(*)

(*) 平成 19 年度以降に整備する規定等

(**) 平成 18 年度はカリキュラムの項目名のみ

(***) UPKI イニシアティブ (UPKI : University Public Key Infrastructure (大学間連携のための全国共同電子認証基盤)) 構築事業にて策定中のものに準ずる方向で検討中

**今年度は、ゴシック部分について検討し、整備する。
平成19年度以降に整備する規定等の部分については、サンプルの
提供があり次第、検討し、整備する。**

○ 情報システム運用管理体制(案)

